**○法務省告示第五百五十三号**

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年十二月十六日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　マイケル・パトリック・リンチ

生年月日　千九百八十年七月九日

**○法務省告示第五百五十四号**

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアニューサウスウェールズ州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年十二月十六日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　イレイン・ホウ・ワイ・イック

生年月日　千九百八十四年九月二十八日

**○法務省告示第五百五十五号**

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年十二月十六日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　アリス・エリザベス・ストラウブ

生年月日　千九百八十一年三月十一日

**○法務省告示第五百五十六号**

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年十二月十六日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　ジョン・デイビッド・イングリス

生年月日　千九百七十七年十一月二十三日

**○法務省告示第五百五十七号**

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年十二月十六日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　ドミニク・エドワード・セント・ジョン・シャーマン

生年月日　千九百八十四年四月一日

**○外務省告示第三百八十号**

平成二十六年十月二十三日にラマッラで、パレスチナ暫定自治政府に対する贈与に関する次の書簡の交換がパレスチナ解放機構との間に行われた。

平成二十六年十二月十六日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十五年九月二十八日にワシントンで署名された西岸及びガザ地域に関するイスラエルとパレスチナとの間の暫定合意（以下「暫定合意」という。）に言及するとともに、日本国政府の代表者と暫定合意に基づいて設立されたパレスチナ暫定自治政府（以下「パレスチナ自治政府」という。）のために暫定合意に従って行動するパレスチナ解放機構（以下「ＰＬＯ」という。）の代表者との間で、日本人とパレスチナ人との間の友好協力関係を強化することを目的として行われる日本国の経済協力に関して最近行われた討議に言及する光栄を有します。本使は、更に、前記の討議の結果として次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　ＰＬＯは、パレスチナ自治政府を通じて、パレスチナ自治政府行政機関がこの了解の規定に従うことを確保する。

2　日本国政府は、パレスチナ自治政府による経済社会開発努力の推進に寄与することを目的として、日本国の関係法令に従い、パレスチナ自治政府行政機関に対し、十億円（一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）を行う。

3　(1)　贈与及びその利子は、パレスチナ自治政府行政機関により、適正にかつ専ら日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意する表に掲げる生産物並びにそれに付随する役務を購入するために使用される。ただし、当該生産物は、調達適格国において生産されるものとする。

(2)　(1)に規定する表は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の合意により修正されることがある。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意される。

4　(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、この了解の効力の生ずる日の後十四日以内に日本国にある銀行にパレスチナ自治政府行政機関の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後七日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2)　勘定の目的は、5に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、3(1)に規定する生産物及び役務の購入に必要な支払を行うこと並びに日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

5　日本国政府は、4(1)に規定する書面による通告の受領の日から二千十五年三月三十一日までの期間に、2に規定する金額を勘定に日本円で払い込むことにより贈与を実施する。期間は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の同意により延長することができる。

6　(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　贈与及びその利子が、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の合意により延長されない限り、贈与が実施された日から十二箇月以内に生産物及び役務の調達に使用するために勘定から完全に払い出されることを確保すること並びにそれ以降の勘定内の残余金を日本国政府に返済すること。

(b)　3(1)に規定する生産物及び役務の購入に関してパレスチナ自治区において課される関税、域内税その他の財政課徴金が贈与及びその利子によって負担されないことを確保すること。

(c)　贈与及びその利子がパレスチナ自治政府による経済社会開発努力の推進のために適正にかつ効果的に使用されることを確保すること。

(d)　贈与及びその利子が3(1)に規定する生産物及び役務の購入のために完全に使用された場合、使用期間が(a)の規定に従って満了した場合又は日本国政府から要請があった場合には、日本国政府に対し、勘定に関する取引についての契約書、証書類その他の文書の写しを添付の上、その取引について、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(e)　贈与及びその利子の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

(2)　パレスチナ自治政府行政機関は、要請に応じ、日本国政府に対し、贈与及びその利子に関する必要な情報を提供する。

(3)　贈与及びその利子に基づいて購入される生産物は、パレスチナ自治区から再輸出されてはならない。

7　(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、アラブ銀行又は日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意される銀行にパレスチナ自治政府行政機関の名義で開設される勘定に、3(1)に規定する生産物の販売及び賃貸から得られる全ての収益をイスラエルの通貨で積み立てることを確保する。積み立てられる収益の金額は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で別段の合意がない限り、3(1)に規定する生産物の購入に関連して行われる日本円による払込額の半額以上とする。積立ては、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で別段の合意がない限り、この了解が効力を生じた日から三年以内に行われる。

(2)　このようにして積み立てられた資金は、パレスチナ自治区の経済社会開発目的のために利用される。

(3)　日本国政府及びＰＬＯの関係当局は、積み立てられた資金の利用の詳細につきその利用に先立って相互に協議する。

(4)　パレスチナ自治政府行政機関は、積み立てられた資金が(2)及び(3)の規定に従って完全に使用された場合には、日本国政府に対し、その使途について、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を、遅滞なく行う。

8　この了解の実施に関する手続細目は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の協議により合意される。

9　日本国政府及びパレスチナ自治政府行政機関は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。